

第2 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位

建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

- (1) 棟とは、原則として、独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となった建築物をいう。
- (2) 棟の取扱いについては、次の2及び3によること。

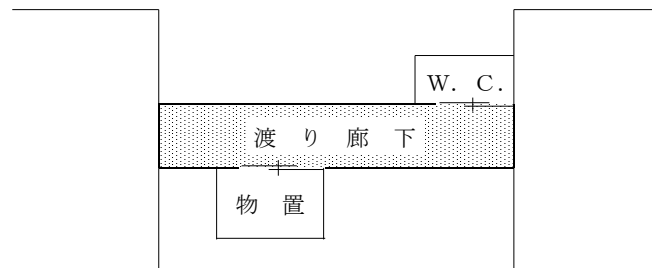
2 建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道により接続されている場合

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この第2において同じ。））、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下この第2において同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下この第2において同じ。）により接続されている場合は、原則として、一棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからエまでに適合している場合

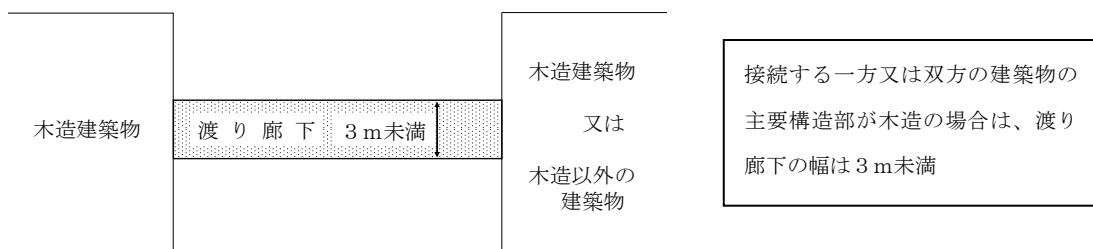
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

したがって、第2-1図の場合の別棟の取扱いは認められないこと。

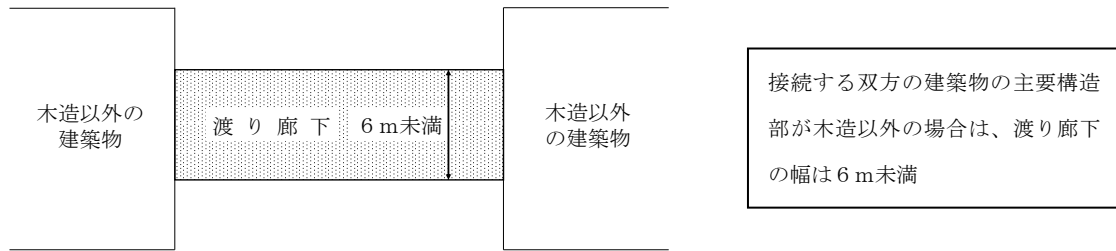


<第2-1図>

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第2-2図、第2-3図参照）

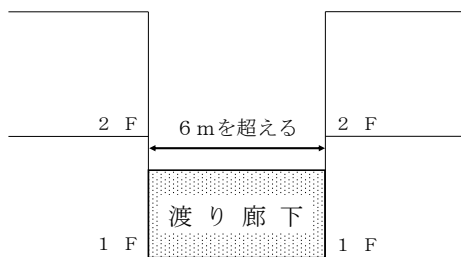


<第2-2図>

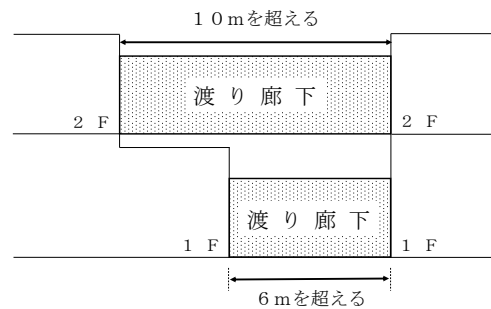


<第2-3図>

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第2-4図、第2-5図参照）



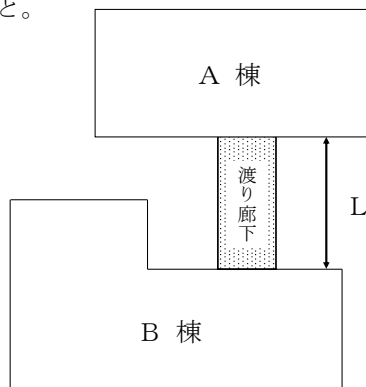
<第2-4図>



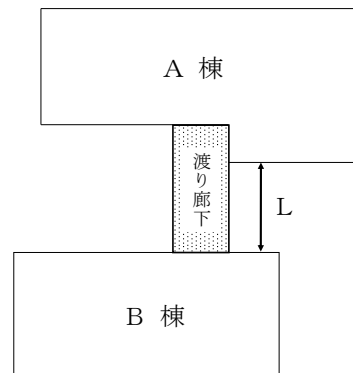
<第2-5図>

なお、この場合の建築物相互間の距離（L）は、次によること。（第2-6図～第2-11図参照）

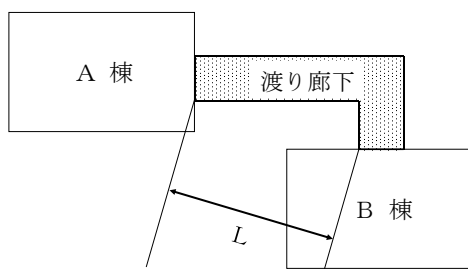
- (ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。
- (イ) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。
- (ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。



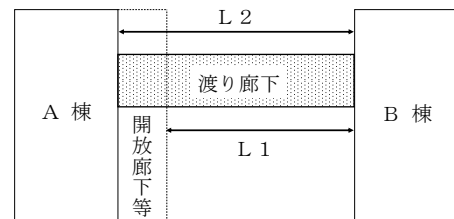
<第2-6図>



<第2-7図>

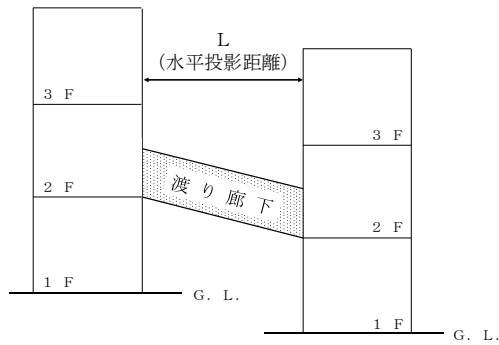


<第2-8図>

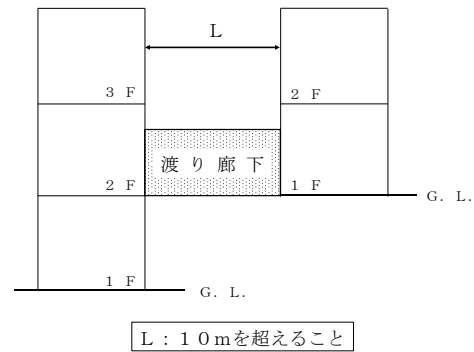


L 1：建築物相互間の距離
ただし、開放廊下等に接続する場合は、L 2を建築物相互間の距離とすることができる。

<第2-9図>



<第2-10図>



L : 10mを超えること

<第2-11図>

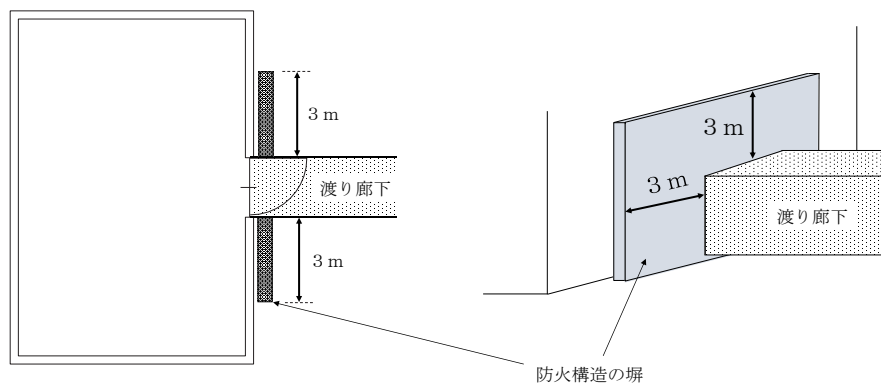
エ 前ウに適合しないものであっても、次の(ア)から(イ)までに適合する場合は、前ウと同等の取扱いができるものであること。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3m以内の距離にある部分に限る。(イ)において同じ。)については、次の a 又は b によること。

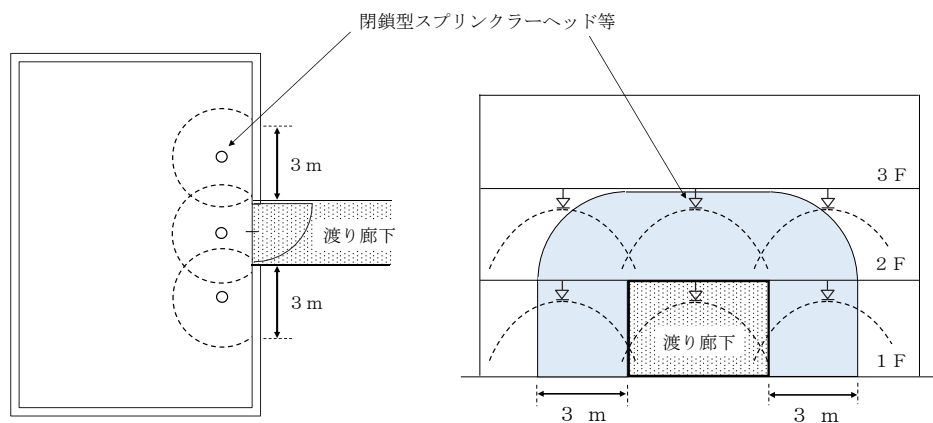
a 建築物の外壁は防火構造、屋根は準耐火構造で造られていること。

b 前 a 以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの、又は令第12条第2項の規定の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(第2-12図、第2-13図参照)



<第2-12図>

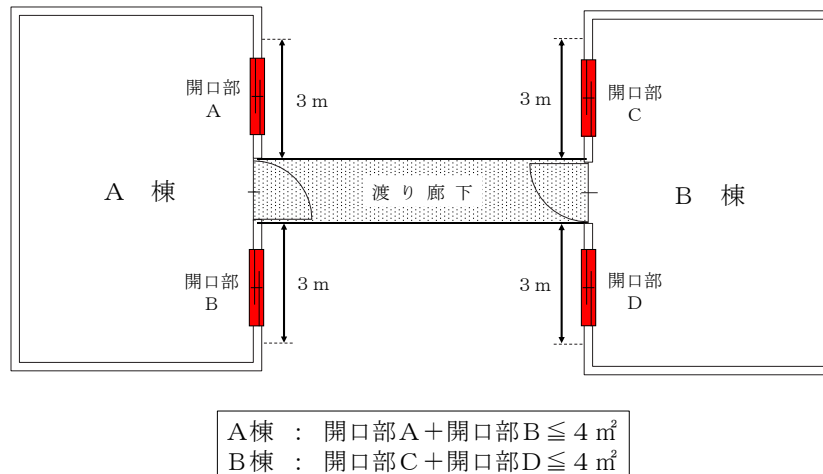


<第2-13図>

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、当該部分に設けられた開口部が次のa及びbに適合する場合は、この限りでない。

- a 開口部に防火設備が設けられていること。
- b 開口部の面積の合計は 4 m^2 以内であること。この場合において、開口部の面積算定は次によること。

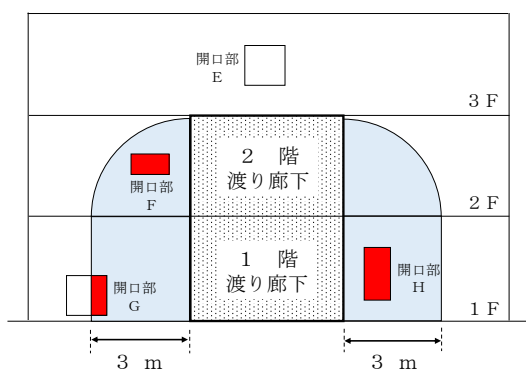
(a) 開口部の面積算定は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定すること。（第2-14図参照）



< 第2-14図 >

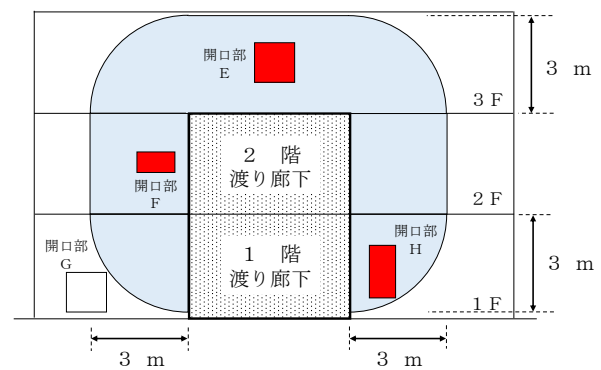
(b) 開口部の面積算定は、接続される階ごとに算定すること。（第2-15図、第2-16図参照）

< 1階の面積算定開口部 >



< 第2-15図 >

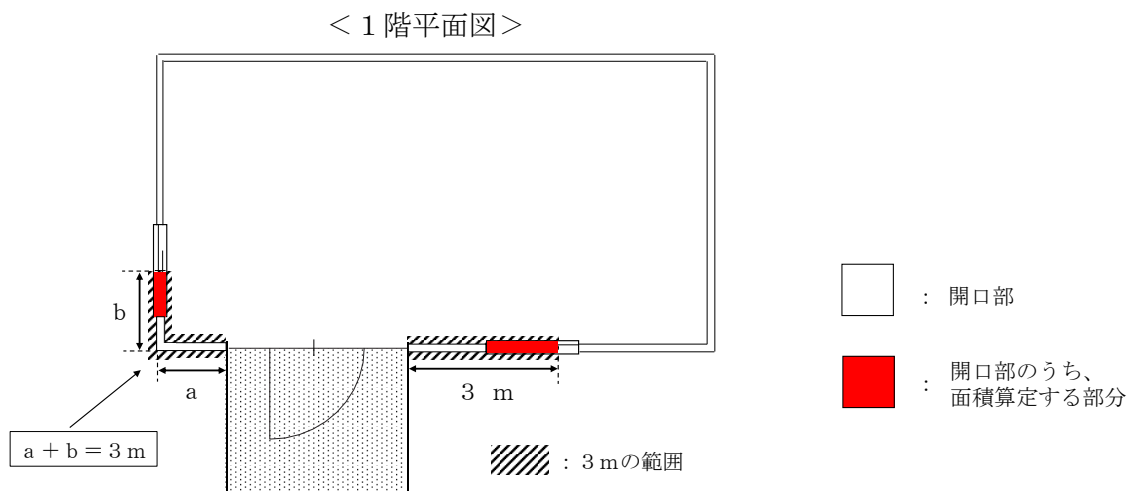
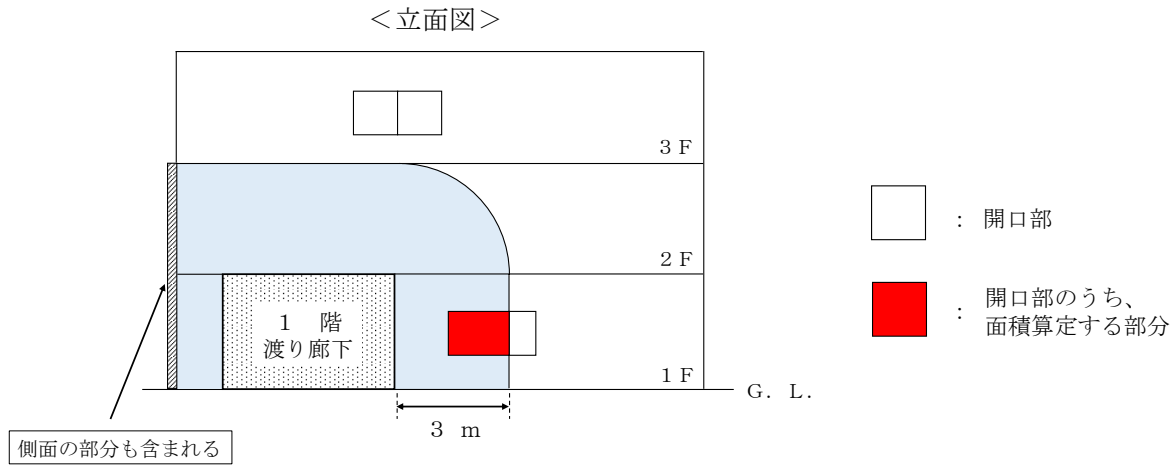
< 2階の面積算定開口部 >



< 第2-16図 >

- (c) 渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から 3m以内の側面等の部分も含まれるものであること。

(第2-17図、第2-18図参照)

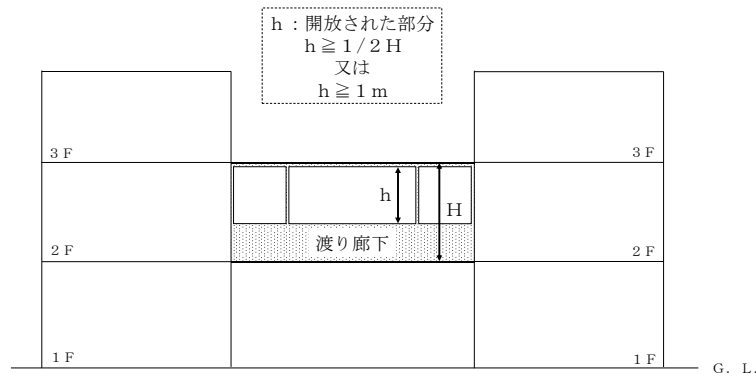


- (ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等の開放式であること。

なお、開放式の渡り廊下とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- (a) 建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第2-19図参照）
- (b) 建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50 c m以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

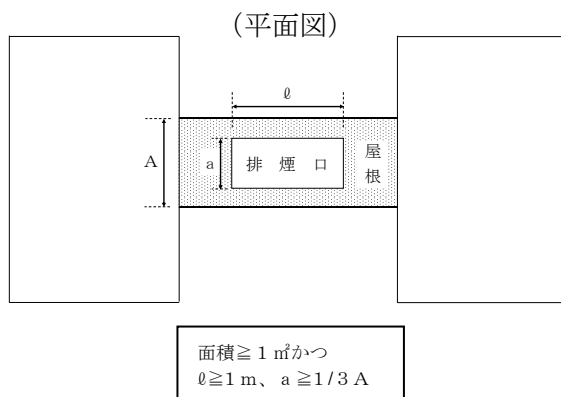


<第2-19 図>

- b 前a以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。
- (a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも4㎡以下であり、当該開口部は防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- (c) 次の(i)又は(ii)に適合する排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際、容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。
- (i) 自然排煙用開口部（第2-20 図、第2-21 図参照）

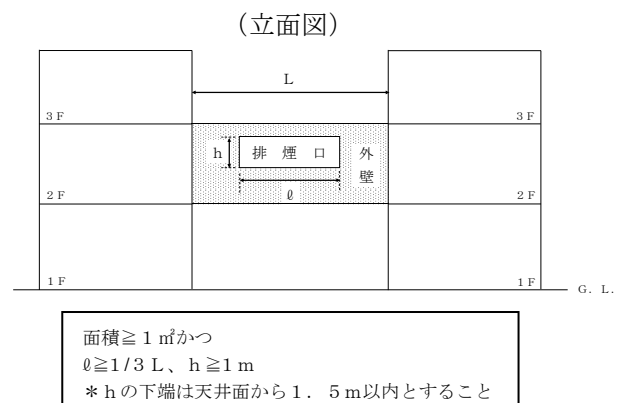
開口面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に天井面から1.5m以内の位置に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

<屋根又は天井に設ける場合>



<第2-20 図>

<外壁に設ける場合>



<第2-21 図>

(ii) 機械排煙設備

渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

オ その他の取扱い

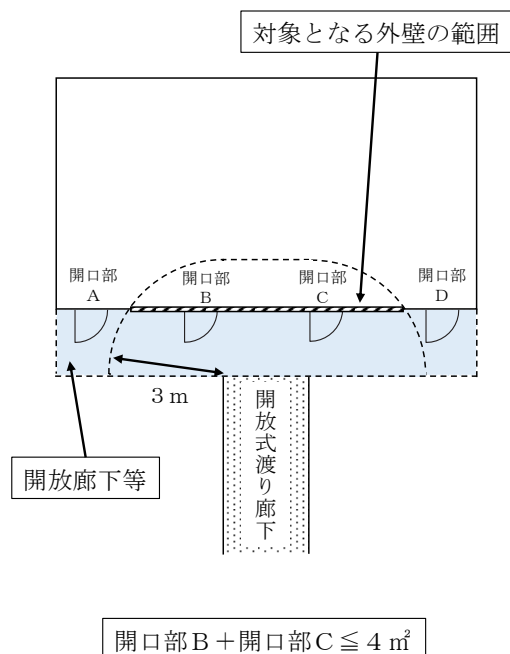
前(1).エ.(ア)の部分に外壁がないものにあつては、当該部分に外壁を設けなければならないものとする。ただし、前(1).エ.(ウ).aに適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合は、この限りでない。（第2-22図参照）

(ア) 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は前(1).エ.(ア).a又はbに適合すること。

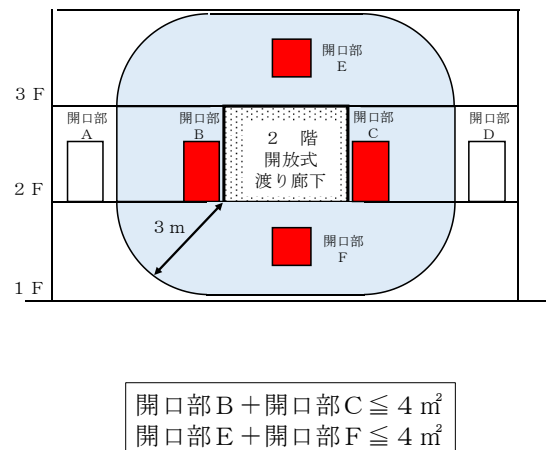
(イ) 前(ア)の外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。

- a 防火設備が設けられていること。
- b 接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4 m²以下であること。
- c 前b以外の開口部の面積の合計は、4 m²以下であること。

<2階平面図>



<立面図>



<第2-22図>

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下この第2において同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合している場合

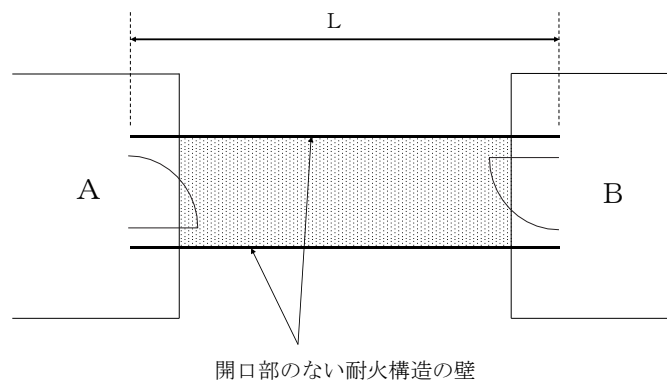
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態であること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

＊ 第2-23図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



< 第2-23図 >

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ク 地下連絡路には、前(1).エ.(ウ).b.(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合している場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が

設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 その他の取扱い

前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根若しくは庇が交差している場合
- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m²以下であること。ただし、当該部分の直近が、外気に有効に開放されている場合にあつては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ 前イの防火戸が防火シャッター等で避難上支障がある場合は、直近に特定防火設備である防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

4 消防用設備等の取扱い

- (1) 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の用途の判定（以下この第2において「用途判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

ア 用途判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

イ 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

- (2) 別棟とみなされた場合、渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、延べ面積が大なる棟に設置される消防用設備等を設置すること。

- (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の設置については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として、一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。